

令和5年6月14日

お知らせ

所 属	備中県民局地域づくり推進課
担 当	加島、宮田
電 話	086-434-7003、7004

火薬類販売業者に対する行政処分を実施しました

火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)に基づき、火薬類の販売業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 岡山県高梁市成羽町下原587番地
(2) 氏 名 有限会社^{おうたけ}應武銃砲火薬店 代表取締役 ^{おうたけ}應武 ^{いっせい}一生

2 処分内容

火薬類の販売営業に係る事業停止7日間
(令和5年6月14日から6月20日まで)

3 処分年月日

令和5年6月13日

4 処分理由

被処分者は、法第12条第1項に規定する火薬庫の設置許可を受けていない作業小屋(高梁市成羽町下原1179番地)において、平成21年4月頃から令和3年12月までの12年以上の期間にわたり、多量の煙火を貯蔵し、法第11条第1項の規定に違反した。

このことにより、被処分者は法第44条第2号の販売営業の停止事由に該当するに至ったため。

5 その他

被処分者は、作業小屋に貯蔵していた煙火を帳簿に記載しておらず、併せて法第41条第1項の規定にも違反した。